

4 県内発生早期

**発生状況：**

1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。

(国内発生早期)

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

・国内でも地域によって状況が異なる可能性がある。

(国内感染期)

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

**目的：**

1) 市内での感染拡大防止。

2) 患者に対する適切な医療の提供。

3) 感染拡大に備えた体制の確認。

**対策の考え方：**

1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われ、積極的な感染対策をとる。

2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。

3) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する

4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の患者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。

- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかに、かつ多くの市民に接種する。

### **(1) 危機管理組織（実施体制）**

#### (1)-1 対処方針の変更

本市は、国の基本的対処方針及び県の対処方針の変更に伴い、市の対処方針を変更し、市民に周知する。(情報班、広報班)

#### (1)-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

市対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づく設置となる。

### **(2) サーベイランス・情報収集**

#### (2)-1 国際的な情報収集

新型インフルエンザ等の対策等について、必要な情報を収集する。

#### (2)-2 サーベイランス

県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(情報班、学校教育班)

国等が公表した新型インフルエンザ等患者の臨床情報を迅速に医療機関等に提供する。(情報班)

市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、県と連携しながら必要な対策を実施する。(情報班)

#### (2)-3 調査

県と連携し、発生した市内患者について情報を収集する。(情報班)

### **(3) 情報提供・共有**

#### (3)-1 情報提供

市民に対して、国内及び県内、市内での発生状況、現在の対策の内容について、決定プロセス・理由・実施主体を明確にししながら、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(広報班)

特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ

等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、関係機関と連携し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知する。(情報班、学校教育班、児童班)

引き続き、市民から相談所等に寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて国等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して、市民の不安等に応じるため、次の情報提供に反映する。(情報班、広報班)

### (3)-2 情報共有

国、県、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針・理由等の情報の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。(情報班)

### (3)-3 相談窓口の体制充実・強化

相談窓口の体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。(救護班、広報班)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 市内でのまん延防止対策

感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの県が行う措置について、必要に応じて協力する。(救護班、関係各課)

国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。(関係各課)

市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼びかける。(救護班、福祉班、関係各課)

### (4)-2 予防接種

#### (4)-2-1 特定接種

ワクチンが確保された場合、本市職員等の対象者に対する特定接種を進める。(救護班、職員班)

#### (4)-2-2 住民接種

市民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型

インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を実施する。(救護班、関係各課)

接種の実施に当たり、国、県、知多郡医師会及び大府市医師団等と連携して、公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、妊婦等に対する個別接種等、接種対象者に応じた接種を行う。(救護班)

#### (4)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。(全部署)

##### 外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

##### 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

##### 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

##### 臨時の予防接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### **(緊急事態宣言がされている場合において、県が必要に応じて講じる措置)**

・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定め、生活の維持に必要な場合を除いてみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位) とすることが考えられる。

・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。 県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が

生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、県は、特措法第45条2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県は、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制の整備

帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の周知について、県内未発生期に引き続き継続する。また、患者等が増加してきた段階においては、県が、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行を行う場合は市民等へ周知する。(救護班)

### (5)-2 患者への対応等

県は、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。本市は、必要に応じて協力する。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(救護班)

国及び県から要請があれば、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を、愛知県衛生研究所に搬送する。なお、全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行われる。(救護班)

### (5)-3 医療機関等への情報提供

引き続き、国と連携し、国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(情報班)

## **(緊急事態宣言がされている場合において、指定(地方)公共機関が必要に応じて講じる措置)**

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

**(6) 社会・経済機能の維持**

(6)-1 事業者の対応

市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(物資調達班)

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(物資調達班)

(6)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

(6)-3-1 水の安定供給

水道事業者である本市は、業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道班)

(6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係各課)

(6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口を充実する。(物資調達班、関係各課)

**(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)**

・ 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

・ 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県・市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

・ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めることにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

・ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

・ 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

・ 生活関連物資等の価格の安定等

県、市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・ 犯罪の予防・取り締まり

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを徹底するよう県警本部に要請する。